

第 10 回 松田町 自治基本条例(仮称) 審議会 レビュー

1 松田町 自治基本条例の条建て骨子(案)

- ① 【第 3 章 まちづくりの基本原則】における第 8 条 (まちづくりの原則) については、【第 1 章 総則】の第 1 条 (目的) に繋げる形として、第 3 章 から削除する。

よって、【第 3 章 まちづくりの基本原則】は 3 条構成
[(情報共有の原則)、(参加の原則)、(協働の原則)]の形とする。

なお、今後の議論で、新しく条文を入れる必要が生じた場合には、別途、検討する。
- ② 【第 1 章 総則】の第 2 条 (条例の位置付け) 第 1 項の後半部分に関して、「守り育て～責務を負います。」の部分を、「～尊重します。」との記述にしてはどうかとの意見があり、両論併記の形として、ペンディング事項とする。
- ③ 条文中に、「町」と表記されていることに関して、「町長を含めた町」なのか「町の行政機構」を指すのか曖昧になっている点や、独立性行政委員会 (教育委員会、農業委員会等) に対して影響が及ばなくなってしまう点を踏まえ、「町長等」の記載にするとともに、【第 1 章 総則】の第 3 条 (定義) にも「町長等」の記述を追記する。
- ④ 【第 1 章 総則】の第 3 条 (定義) の (4) 町の記載で、「地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号に規定する執行機関をいいます) の表現については、より親しみやすい言葉として、「普通地方公共団体としての松田町の執行機関をいいます」との表記に修正する。
- ⑤ 【第 1 章 総則】の第 3 条 (定義) の (5) まちづくりの記載で、「…実現に向けた行為の総称をいいます」の部分については、簡単な言葉として、「…実現に向けた活動をいいます」との表記に修正する。

⑥ 【第1章 総則】の第3条(定義)の(7)参画の記載で、「まちづくりの各段階において…」の部分については、「まちづくりの企画立案から…」との表記に修正する。

⑦ 【第2章 自治の基本理念】の第4条第2項に関して、まちづくりの話が入ってきているため、【第3章 まちづくりの基本原則】に繋げていくこととし、原則、第2項の記述は削除する形で整理する。よって、第4条については第1項のみの構成とする。

その記載については、「町民自らが町を作っているということを示した方が良い」や「町民の信託に基づいて町政というものが行われていくのだということを明確に謳い上げる」との意見を踏まえ、「町民主体の自治を確立する」との趣旨を入れ込んだ形の表現を検討する。

⑧ 【第3章 まちづくりの基本原則】の第5条(情報共有の原則)に関して、第1項のみの記載とすべき案と、第2項まで記載し、後段に掲載予定の個人情報保護については不要ではないかという案が出されており、ペンディング事項とする。

また、第1項の表記で、「…まちづくりを実現するために必要な情報の共有をする…」の記載で、「…まちづくりを実現するために必要な、情報の共有をする…」と句読点を入れる案も出ており、検討する。

⑨ 【第3章 まちづくりの基本原則】の第6条(参加の原則)に関して、「町等」の記載が初めて出てきたにも関わらず、【第1章 総則】の第3条(定義)に記載がなかったことから、対応方法を検討する。

また、「より積極的に住民の参加の権利を謳うべきなのかどうか」についても、今後の検討事項とする。

2 条例の名称

- 「松田町自治基本条例」と漢字表記で記載することで決定。

以上